

令和4年4月22日  
保育部保育運営・整備支援課

私立認可保育園の事故にかかる第三者検証委員会の報告  
および区の対応について

1 主旨

私立認可保育園において、令和3年4月13日（火）降園時に園児に強い痙攣等の症状が発生し医療機関へ救急搬送された件について、法人が第三者検証委員会を設置し、その報告書について令和4年3月9日（水）区へ提出された。

報告書の取り扱い（公開範囲等）については、当該園児の保護者と法人の間で協議中であるため、公開範囲が確定した報告書については後日配布するが、本件に関する区の対応について報告する。

2 事故の概要

(1) 日時

令和3年4月13日（火）18時07分頃

(2) 事故概要

■■■■が園トイレにおいて意識変容をきたし、救急搬送された。

3 事故報告書提出までの経緯

- ・令和3年4月13日（火）  
当該児童の体調が急変し、医療機関へ救急搬送された。
- ・令和3年4月17日（土）  
園より区へ第一報が入る。
- ・令和3年4月19日（月）  
園に対して事故報告書の提出を依頼。
- ・令和3年4月19日（月）～6月18日（金）  
園において当該児童の保護者への対応および事故報告書の作成を行った。  
区は園に対して事実関係の確認および指導を行った。
- ・令和3年6月18日（金）  
確定した事故報告書の区への提出と同時に、法人が第三者検証委員会を設置する旨の報告を受けた。

4 第三者検証委員会報告書の概要（区に関連する部分）

(1) 検証委員会の設置の遅れについて

平成28年3月31日付国通知において、特定教育・保育施設等における

重大事故の検証を区市町村が行うという基本的な考え方が示されたが、区は法人からの報告書の提出を検証委員会設置の前置と考え、他方、園は保護者からの指摘を受けて報告書の正式な提出が遅れる状況の中で、事故後2か月を経過しても区が検証委員会を設置しなかった。

## (2) 区への提言項目

- ① 要配慮児の受け入れに関する補助の情報周知
- ② 看護師の配置を進めること
- ③ 園児の健康に関する相談体制の整備に補助すること
- ④ 事例の集積と関係者への周知
- ⑤ 急変時等の対応手順の見直し
- ⑥ 巡回指導時に各園の体制をチェックすること

## 5 提言を踏まえた今後の区への対応

本件のような事例を二度と起こさないため、「急変時等の対応手順の見直し」や「巡回指導時に各園の体制をチェックする」など、当面の再発防止策は実施済である。第三者検証委員会からの提言も踏まえ、当該園の再発防止策の策定と実践の支援をしっかりと行うとともに、具体的に次のように対応していく。

### ① 園に対する情報周知の徹底

入園後に障害や病気が発覚した時も、要配慮児の受け入れ補助の対象になることや、園児の健康に関して、必要に応じて保育部の看護師へ相談し、連携して対応する旨の周知について、園長会における周知回数を増やすことなどにより徹底する。

### ② 個別の対応が求められる要配慮児の保育に関する検討

個別の対応が求められる要配慮児については、園内で十分に情報共有し、必要に応じて医師の診断書や指示書を求め、集団で個別支援方針を検討することなどについて、区内保育施設に周知徹底する。当該個別支援方針の検討にあたっては、保育部が支援にあたる。

### ③ 事例の集積と関係者への周知

これまでも事件事例を集積し、定例的に「保育安全だより」を発行するとともに、巡回支援訪問等で現場に応じた助言をしてきたが、今後は定例的にすべての保育施設に「保育安全だより」周知し注意喚起を促す。

### ④ 外部有識者による検討会の設置

今般の重大事故について、区として改めて検証するとともに、児童相談所設置に伴い移管、拡充された権限を十分に活かし、区内すべての施設の保育の質の維持・向上を図るため、外部有識者の協力のもと、保育施設に対する指導・支援のあり方に関する検討会を設置する。